

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道松前町						
プ ラ ン の 名 称		松前町立松前病院改革プラン						
策 定 日		平成 20 年 9 月 30 日						
対 象 期 間		平成 20 年度 ～ 平成 24 年度						
病 院 の 現 状	病 院 名	松前町立松前病院						
	所 在 地	北海道松前郡松前町字大磯174番地の1						
	病 床 数	100床						
	診 療 科 目	内科・外科・小児科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科						
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>松前町民はもとより、隣接する福島町民、一部の上ノ国町民の健康と命を守り続けていて、この地域で唯一の有床病院である。また、函館市から約100km離れたへき地にあることから、救急告示病院として24時間、365日診療を行い、地域に暮らす住民の安心に大きく貢献している。今、過疎化が進む一方で、高齢化が進み受療対象者が増加、地域医療ニーズは今後より一層高まっていく。松前病院は全科診療医による医療提供を目指しながら、近隣の診療所さらに函館市内の病院との連携も積極的に行い、地域住民が求める医療(保健予防含む。)サービスを提供していかなければならない。今後も地域医療拠点病院として、地域で地域医療に従事する医師及びコ・メディカルの研修病院としての役割を担い、全科診療医等の育成に全力を傾け、「教え、学び、診療する」地域医療モデル病院づくりを推進する。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>病院事業に係る交付税算入分については従来どおり繰入ることとし、平成20年度に発行予定している公立病院特例債の元利償還金についても負担する。また、平成19年度に6年ぶりに赤字補てん分として5,000万円の繰入れをしたが、これを基本として財政支援のため繰入れを継続する。</p>						
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	備考
	経常収支比率(%)	90.7	95.0	96.1	97.2	99.2	101.8	
	職員給与費比率(%)	53.7	52.9	51.4	51.1	51.5	50.0	
	病床利用率(%)	84.4	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>平成18年度82.3%、平成19年度84.4%の病床利用率は、高齢化率からして今後も上がることから85%を目標とし、収益確保を目指す。また、職員給与比率については、若いスタッフへの移行等により平成24年度には50%を目指し、経常収支の黒字を達成する。 (経常黒字化の目標年度:24年度)</p>						

				団体名 (病院名)	松前町 (松前町立松前病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	備考
	1人1日当たり入院収益単価(円)	21,125	21,725	21,725	21,942	22,162	22,494
	1人1日当たり外来収益単価(円)	4,356	4,717	4,717	4,811	4,908	5,030
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	費用については、はやくから医薬分業、医事業務、給食業務、警備等管理業務のアウトソーシングに積極的に取り組み、さらに医師給与の見直しなどを実施し、経費節減を図ってきた。また、収益確保のためには、地域住民の理解が不可欠であり、院長による医療懇談会の実施、ホームページの開設、ボランティア活動の受け入れなど地域への情報発信、地域交流の推進を図ってきた。さらに、患者の交通費負担軽減等を目的に患者無料送迎バスの自主運行を隣町まで行い成果を上げている。今後はより一層の経費削減のため、薬品・診療材料費の共同購入化も検討する。よりコストダウン化を図る。収益確保については、患者確保のためにも患者無料送迎バスの充実、各種健診の拡充を図る一方、類似病院との比較でも低い収益単価の見直しを図りながら、外来投薬の後発品割合を高めるなどトータルで患者負担増につながらないよう工夫する。					
	事業規模・形態の見直し	事業規模は、施設的には一般病床100床のニーズは高く、今後も見込まれることから維持する。診療体制は全科診療科(何でも科医)中心に、より多くの地域住民が受診し満足できる診療を行う。経営的には、スタッフ1人ひとりが経営者であるとの意識改革を図り、企業性を高めるために、平成21年度から公営企業法全部適用を実施する。					
	経費削減・抑制対策	○職員給与費比率を50%達成のため、人件費の更なる見直しをする。(平成24年までに17百万円削減) ○全科診療医中心の診療体制の見直し(麻酔科応援を得ての手術をしない)による診療材料費、薬品費の削減(平成21年度まで33百万円削減) ○経費・材料費削減のため購入方法等の見直し(平成24年度までに6百万円削減)					
	収入増加・確保対策	○患者確保のため、患者交通費負担の軽減と利便性を図るため、患者無料送迎バスの充実を図る。 ○入院患者確保のため、予防を含め各種健診の拡充を図り、地域住民との信頼関係の構築を目指す。(ベッド稼働率85%目標 毎年674~697百万円確保) ○類似病院との比較でも低い収益単価の見直しを図る。ただ、外来投薬の後発品割合を高めるなどトータルして患者負担増につながらないよう工夫する。 (入院収益平成22年度対前年比1%アップ、平成23年度1%アップ、平成24年度1.5%アップ、平成24年度で平成19年度対45百万増収) (外来収益平成22年度対前年比2%アップ、平成23年度2%アップ、平成24年度2.5%アップ、平成24年度で平成19年度対20百万増収)					
	その他	○地域医療発展(診療、人材育成)のため研修病院としてさらに充実を図る。 ○地域医療拠点病院として保健・福祉・医療の中心的役割を果たす病院づくりを目指す。 ○全科診療医中心の診療体制の確立・維持を図る。 ○病病連携・病診連携を積極的に推進し、医療の軽量化を進め効率的な病院経営を目指す。 ○地域医療に志しのある関係機関等との連携・交流を進める。 ○積極的にボランティア活動を受け入れ、地域と一体となった病院づくりを目指す。					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	77.2%	18年度	82.3%	19年度	84.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床利用率は100床に対して84.4%と高い利用率であり、引き続きこのベッド数を確保する。この地域は都市部から遠隔地にあり、さらに高齢化が進み、今後、数年後には高齢化のピークをむかえることが予想される。救急告示病院としての必要度も増していることからこの程度の規模は必要である。病院は老朽化してきているが財政的に改築は難しく、維持補修しながら地域医療を確保するため経営健全化を目指す。幸いにも全科診療医、研修病院として先駆的医師が集る病院となっており、この環境をさらに整えていきたい。					

		団体名 (病院名)	松前町 (松前町立松前病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当町は、函館市内から約100km離れた地にあり、へき地等の指定を受けている。近隣には有床病院がなく、町内に診療所3箇所、特養施設1箇所、グループホーム等が4箇所あるのみで、町民の需要すべてには応えられない状況にある。病院は年々需要が増し、患者数も増加傾向にある。特に救急車の搬入・搬送件数増加は顕著で、救急告示病院としての役割も増している。全科診療医中心の病院であるからこそ十分にその使命を果たしている。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	現状から、北海道の策定した計画による、当院の縮小化、診療所化は考えられない。毎年病床利用率が80%超え当院の果たす役割は高齢化に伴いさらに大きなものになると考える。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年8月  平成23年度末	<内容> 南渡島地域における自治体病院等広域化・連携に係る検討会議を設置し、北海道と管内市町村が住民にとって真に必要な医療提供体制づくりをするために具体的な協議・検討を開始した。  検討会議での協議・検討の報告書作成・決定予定
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人  <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度  <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年4月	<内容> 地方公営企業法を全部適用
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「町立松前病院改革プラン」策定検討委員会において、毎年8月・2月に改革プランの点検・評価する。なお、公表等については、町広報等により周知する。 構成メンバーは病院運営協議会委員が策定検討委員会委員となっている。(住民代表、町長、院長、必要により外部有識者等出席のうえ実施)	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	各年度決算確定後に実施する。(毎年9月頃)	
その他特記事項		本改革プランの遂行が極めて厳しい状況となった場合は、一般会計からの繰入れを含め再度協議・検討する。	

(別紙)

団体名 (病院名)	松前町(松前町立松前病院)
--------------	---------------

## 1. 収支計画(収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度
収	1. 医業収益 a	1,105,404	1,102,276	1,119,995	1,101,348	1,115,298	1,131,457	1,149,244
	(1) 料金収入	1,037,525	1,036,805	1,048,772	1,036,283	1,050,234	1,066,393	1,084,180
	(2) その他	67,879	65,471	71,223	65,065	65,064	65,064	65,064
	うち他会計負担金	25,300	25,300	25,300	25,300	25,300	25,300	25,300
	2. 医業外収益	61,523	58,196	69,115	72,441	74,097	73,034	71,896
	(1) 他会計負担金・補助金	44,890	40,270	47,404	51,117	52,772	52,923	51,785
	(2) 国(県)補助金	481	484	534	300	300	300	300
	(3) その他	16,152	17,442	21,177	21,024	15,955	19,811	19,811
	経常収益(A)	1,166,927	1,160,472	1,189,110	1,173,789	1,189,395	1,204,491	1,221,140
	入	1. 医業費用 b	1,273,325	1,246,080	1,218,008	1,191,157	1,192,524	1,185,977
(1) 職員給与費 c		586,454	592,461	592,414	566,040	569,899	582,552	574,961
(2) 材料費		238,946	234,904	214,667	201,905	201,905	201,905	201,905
(3) 経費		394,542	371,221	372,401	386,268	385,428	368,111	364,988
(4) 減価償却費		47,914	44,951	35,352	33,770	32,118	30,235	29,835
(5) その他		5,469	2,543	3,174	3,174	3,174	3,174	3,174
2. 医業外費用		34,977	33,097	33,444	30,194	30,715	27,901	24,970
(1) 支払利息		10,378	8,542	9,831	11,469	12,010	9,555	6,754
(2) その他		24,599	24,555	23,613	18,725	18,705	18,346	18,216
経常費用(B)		1,308,302	1,279,177	1,251,452	1,221,351	1,223,239	1,213,878	1,199,833
経常損益(A)-(B)(C)	△ 141,375	△ 118,705	△ 62,342	△ 47,562	△ 33,844	△ 9,387	21,307	
特別損益	1. 特別利益(D)		50,000	50,001	101,149	101,143	101,143	101,143
	2. 特別損失(E)	1,960	4,803	3,672	3,501	3,501	3,501	3,501
	特別損益(D)-(E)(F)	△ 1,960	45,197	46,329	97,648	97,642	97,642	97,642
純損益(C)+(F)	△ 143,335	△ 73,508	△ 16,013	50,086	63,798	88,255	118,949	
累積欠損金(G)	△ 1,617,977	△ 1,691,485	△ 1,707,498	△ 1,657,412	△ 1,593,614	△ 1,505,359	△ 1,386,410	
不良債務	流動資産(ア)	183,015	166,408	186,172	178,066	193,048	188,282	222,901
	流動負債(イ)	620,934	632,242	274,666	233,851	204,058	131,943	68,919
	うち一時借入金	570,000	580,000	202,660	169,951	137,832	63,024	0
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)							
差引 不良債務(オ) [(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ)	437,919	465,834	88,494	55,785	11,010	△ 56,339	△ 153,982	
単年度資金不足額(※)	△ 94,411	△ 27,915	19,340	32,709	44,775	67,349	97,643	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	89.2	90.7	95.0	96.1	97.2	99.2	101.8	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	39.6	42.3	7.9	5.1	1.0	△ 5.0	△ 13.4	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	86.8	88.5	92.0	92.5	93.5	95.4	97.8	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	53.1	53.7	52.9	51.4	51.1	51.5	50.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)	437,919	465,834	446,494	362,637	266,720	148,229	△ 556	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$	39.6	42.3	39.9	32.9	23.9	13.1	△ 0.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足 比率	39.6	42.3	7.9	5.1	1.0	△ 5.0	△ 13.4	
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	39.6	42.3	39.9	32.9	23.9	13.1	△ 0.0	
病床利用率	82.3	84.4	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	松前町 (松前町立松前病院)
--------------	----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度
収入	1. 企業債			358,000				
	2. 他会計出資金							
	3. 他会計負担金	18,396	23,914	15,622	15,869	15,202	10,946	11,112
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金	3,886						
	7. その他							
	収入計 (a)	22,282	23,914	373,622	15,869	15,202	10,946	11,112
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
純計(a)-[(b)+(c)] (A)	22,282	23,914	373,622	15,869	15,202	10,946	11,112	
支出	1. 建設改良費	6,226	6,143					
	2. 企業債償還金	16,056	16,331	12,742	64,137	63,464	59,208	59,374
	3. 他会計長期借入金返還金							
	4. その他		1,440	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	支出計 (B)	22,282	23,914	15,622	67,017	66,344	62,088	62,254
差引不足額 (B)-(A) (C)	0	0	△ 358,000	51,148	51,142	51,142	51,142	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金				51,148	51,142	51,142	51,142
	2. 利益剰余金処分量							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計 (D)	0	0	0	51,148	51,142	51,142	51,142	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	△ 358,000	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E)-(F)			△ 358,000	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度
収益的収支		(4,770)	(51,367)	(51,277)	(106,302)	(107,841)	(106,797)	(105,770)
		70,190	115,570	122,704	177,565	179,214	128,223	127,085
資本的収支		(6,132)	(9,956)	(7,127)	(7,210)	(6,987)	(5,569)	(5,624)
		18,396	23,914	15,622	15,869	15,202	62,088	62,254
合計		(10,902)	(61,323)	(58,404)	(113,512)	(114,828)	(112,366)	(111,394)
		88,586	139,484	138,326	193,434	194,416	190,311	189,339

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。